

昭和二十三年大蔵省令第九十二号

国有財産法施行細則

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）を実施するため、国有財産法施行細則を次のように定める。

第一条 この省令において「分類及び種類」、「部局」、「所管換」及び「各省各府の長」とは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下法という。）に規定する「国有財産の分類及び種類」、「部局」、「国有財産の所管換」、「国有財産の所属替」及び「各省各府の長」をいう。

第二条 この省令において「地上権等」、「特許権等」及び「政府出資等」とは、それぞれ法第二条第一項第四号、第五号及び第六号に掲げる財産をいう。

第一条の二 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号。以下「令」という。）第十三条第二項に規定する財務大臣が定める財産は、株式とする。

第一条の三 各省各府の長は、法第三十一条の三第一項の規定による境界確定の協議がととのつた場合又は法第三十一条の四第二項の規定により境界の決定を行つた場合には、当該境界を明らかにするため、境界標を設定しなければならない。

第一条の四 法第三十一条の三第三項の書面には、左に掲げる事項を記載し、各省各府の長及び隣接地の所有者が記名押印しなければならない。

一 境界を確定した国有財産及び隣接地の所在

二 隣接地所有者の氏名又は名称及び住所

三 立会期日及び協議がととのつた期日

四 境界標の番号及び位置

五 その他参考となるべき事項

六 境界を定めた経過

七 その他参考となるべき事項

第一条の五 法第三十一条の四第二項の規定により境界を定めた場合には、左に掲げる事項を記載した境界決定書を作成し、これに各省各府の長及び立ち会つた市町村の職員が記名押印しなければならない。

一 境界を定めた国有財産及び隣接地の所在

二 隣接地所有者の氏名又は名称及び住所

三 立会期日

四 境界標の番号及び位置

五 立ち会つた市町村の職員の職名及び氏名

六 境界を定めた経過

七 その他参考となるべき事項

第一条の六 法第三十一条の四第五項の通知及び公告には、第一条の五各号に掲げる事項及び法第三十一条の五第一項の期間内に同項の規定による通告がないときは、境界の確定に關し当該隣接地の所有者の同意があつたものとみなされる旨を記載しなければならない。

第一条の七 法第三十一条の五第一項の通告は、書面によつてしなければならない。

第二条 国有財産の台帳（以下「国有財産台帳」という。）は、第一号様式による。

第三条 国有財産台帳には、当該台帳に登録される土地、建物及び地上権等についての図面を付属させて置かなければならない。

第二条 前項に定める図面の調製基準は、財務大臣の定めるところによる。

第三条 国有財産台帳に登録される立木竹及び工作物については、必要と認める図面を付属させることができる。

第四条 国有財産台帳に登録される不動産の信託の受益権については、信託財産に係る必要な図面を付属させることができる。

第五条 国有財産の総括簿を備えるときは、第一号様式中総括に準じて、これを調製しなければならない。

第六条 前条の規定は、行政財産の総括簿を備える場合について、準用する。

第七条 国有財産台帳に登録すべき国有財産の区分及び種目は、別表第一による。

第八条 国有財産台帳に記入すべき増減事由用語は、別表第二による。

第九条 国有財産増減及び現在額報告書は、第二号様式に、国有財産見込現在額報告書は、第三号様式に、国有財産無償貸付状況報告書は、第四号様式による。

第十条 削除
令第六条の十一第一項に規定する証明書の様式は、別表第三による。

第十一条の二 令第六条の六第二項に規定する証明書の様式は、別表第四による。

第十一条の三 令第十六条の六第二項に規定する証明書の様式は、別表第五による。

第十一条の四 法第三十一条の二第四項の規定による証明書の様式は、別表第五による。
(都道府県又は市町村が事務を行う場合の証明書の様式)

第十一条の四の二 前二条に定める証明書の様式は、法第九条第三項の規定により事務を都道府県又は市町村が行うこととなつた場合においては、別表第六によることができる。

(電磁的記録による作成)

第十条の五 各省各庁の長が、法第三十九条の規定により報告書等（予算及び決算に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令（平成十五年財務省令第二十四号）第一条に規定するものを除く。）の作成に代えて当該報告書等に係る電磁的記録の作成を行う場合においては、各省各庁の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により作成するものとする。

(電磁的方法による提出)

第十条の六 法第四十条第一項に規定する財務大臣が定める電磁的方法は、財務大臣の使用に係る電子計算機と各省各庁の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う方法によるものとする。

(手続の細目)

第十条の七 この省令に定めるもののほか、電磁的記録の作成の方法及び電磁的方法による提出に關し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

第十一条 附 則 この省令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から適用する。但し、第九条中国有財産増減及び現在額報告書の様式及び国有財産無償貸付状況報告書の様式（同様式調製要領二を除く。）に関する部分は、昭和二十二年度分から、これを適用する。

第十二条 附 則 国有財産法施行規則（大正十一年大蔵省令第十四号）は、これを廃止する。

第十三条 附 則 （昭和一四年七月二一日大蔵省令第六十九号）この省令は、公布の日から施行する。但し、第一号様式、第三号様式及び第四号様式については、昭和二十三年度分から適用する。

第十四条 附 則 （昭和二七年一〇月二九日大蔵省令第一一九号）この省令は、公布の日から施行する。

第十五条 附 則 （昭和二八年六月一日大蔵省令第三四号）この省令は、公布の日から施行する。但し、第一号様式調製要領の改正規定は、昭和二十七年度分の国有財産増減及び現在額報告書から、別表第二国有財産増減事由用語表各区分に共通の部の改正規定は、昭和二十八年一月一日から適用する。

第十六条 附 則 （昭和二九年二月一五日大蔵省令第七号）この省令は、公布の日から施行する。

第十七条 附 則 （昭和三一年七月一六日大蔵省令第四七号）この省令は、公布の日から施行し、第七条の改正規定及び改正後の別表第一各区分に共通の部の規定は、昭和三十一年三月三十一日から適用する。

第十八条 附 則 （昭和三一年七月二日大蔵省令第五八号）この省令は、公布の日から施行し、国有財産法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二百二十一号）施行の日（昭和三十二年五月三十一日）から適用する。

第十九条 附 則 （昭和三三年四月一日大蔵省令第一五号）この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二号様式から第四号様式までの改正規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。

第二十条 附 則 （昭和三三年一月二十五日大蔵省令第六八号）この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

第二十一条 附 則 （昭和三五年三月三日大蔵省令第一三号）この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

第二十二条 附 則 （昭和三七年一〇月一日大蔵省令第五三号）この省令は、公布の日から施行する。

第二十三条 附 則 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政手続その他のこの省令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

第二十四条 附 則 この省令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この省令の施行後も、なお従前の例による。この省令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの省令の施行前に提起された訴願等につきこの省令の施行後される裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

第二十五条 附 則 （昭和三九年七月一日大蔵省令第四五号）この省令は、公布の日から施行する。

第二十六条 附 則 （昭和四一年四月一日大蔵省令第二四号）この省令は、公布の日から施行する。

第二十七条 附 則 （昭和四二一年四月一日大蔵省令第一四号）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年八月二三日大蔵省令第四四号）
 この省令は、公布の日から施行し、改正後の第十条第二項の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。ただし、第二号様式（増減及び現在額表）、第三号様式（見込現在額表）、第四号様式（無償貸付状況表）、別表第一及び別表第二に関する省令の規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四四年一〇月二八日大蔵省令第五五号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年七月二十四日大蔵省令第六四号）
 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年度の国有財産無償貸付状況報告書から又は昭和四六年十二月二十日以後に国有財産台帳に記載する場合について適用する。

附 則（昭和四九年一月一〇日大蔵省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行し、第一条第三項、第四条第二項、第一号様式、別表第一及び別表第二の改正規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年一二月一四日大蔵省令第六三号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年三月二〇日大蔵省令第三号）
 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年九月二八日大蔵省令第五三号）
 この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和六一年七月二五日大蔵省令第四五号）
 この省令は、公布の日から施行し、改正後の第三条第四項、第一号様式、別表第一、別表第二及び別表第四の規定は、昭和六十一年六月三日から適用する。

附 則（平成元年四月六日大蔵省令第四三号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四年二月二一日大蔵省令第二号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年三月二六日大蔵省令第四〇号）
 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一二月一八日大蔵省令第一七二号）
 この省令は、平成十年十一月二十四日から施行する。

附 則（平成一一年二月二六日大蔵省令第二号）
 この省令は、平成十一年三月一日から施行する。

附 則（平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号）
 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第一百八十二条第一項、第一百八十二条第一項（改正前国共済施行規則第七十八条中「十二分の二」とあるのは「九分の二」と読み替える部分に限る）及び第二項並びに第百八十三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月三二日財務省令第三八号）
 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二二日財務省令第七五号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日財務省令第三九号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年九月一四日財務省令第四八号）
 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

附 則（平成一九年一二月一四日財務省令第六二号）
 この省令は、平成二十年一月四日から施行する。

附 則（施行期日）
 第一条 この省令は、平成二十年一月四日から施行する。

- （国有財産法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 第二条** 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第三条に規定する登録社債等（以下、「既登録社債等」という。）については、第一条の規定による改正前の国有財産法施行細則第一号様式（政府出資等）及び別表第一の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成二二年三月三一日財務省令第二六号) 抄

(施行期日)
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百三十四条第一項に規定する未完了事業については、第二条の規定による改正前の国有財産法施行細則第十条第二項の規定は、な
おその効力を有する。この場合において、同項中「特定国有財産整備特別会計」とあるのは、「財政投融资特別会計の特定国有財産整備勘定」とする。

附 則 (平成二五年四月一日財務省令第二八号)

(施行期日)
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に改正前の規定により調製されている国有財産台帳は、平成二十六年三月三十一日までは、改正後の規定に基づく国有財産台帳として使用することができる。

附 則 (令和元年五月七日財務省令第一号) 抄

(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
(経過措置)

附 則 (令和元年六月二六日財務省令第一〇号)

(施行期日)
この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年七月一日財務省令第三八号)

(施行期日)
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年一二月一三日財務省令第三八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等
の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令による改正後の様式による報告書については、当分の間、改正前の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則 (令和三年一〇月二二日財務省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

第1号様式 (表紙)

国 有 財 産 台 帳
何 会 計 所 属
<u>何々(分類)財産</u>
<u>何々(種類)財産</u>
<u>分冊</u>
何々所管
何々部局

(日本産業規格B 4)

調製要領

- 1 口座は、土地を基準として設け、土地の定着物並びにその上に存する官署その他に所属する動産及び権利は、その口座に整理する。
ただし、土地を基準とする口座に整理し難いものについては、別に口座を設けるものとする。
- 2 土地を基準とする口座は、行政財産（森林経営用財産を除く。）にあつては用途別（たとえば何々庁舎、何々宿舎、何々学校、何々病

院等の別) 1 区域ごとに、森林経営用財産にあつては森林管理署又は森林管理署の支署の管轄区域ごとに、また普通財産にあつては 1 区域ごとに設ける。土地を基準としない口座は、当該財産を管理する官署等ごとに設ける。

注 1 区域とは、一体として利用される 1 団地をいい、土地の筆数は問わない。道路、水路等によつて分割されている場合であつても、社会通念上一体として利用されるものと認められる限り、1 区域として整理するを妨げない。

3 土地を基準とする口座名は、行政財産（森林経営用財産を除く。）にあつては、その用途別の名称を、森林経営用財産にあつてはその森林管理署名又は森林管理署支署名を、また普通財産にあつては、旧口座名又は特有の名称のあるものはその旧口座名又は名称をとり、その他のものはその所在を略記するものとし、土地を基準としない口座名は、当該財産を管理する官署等の名称をとるものとする。

将来一定の用途に供するものと決定したものについては、適宜これを表示する（たとえば外務省庁舎予定地）。

4 1 の口座に属する台帳の各様の配列は、総括を初葉とし、以下国有財産区分種目表に定める区分、種目の順序による。

5 2 以上の口座を編てつする場合の配列は、土地を基準とする行政財産は所属官署等の順に、普通財産は都道府県郡市区町村大字字地番の順に、土地を基準としないものにあつては、末尾に当該財産を管理する官署等の順とし、巻頭に索引をつけて編てつする。

6 台帳は、一般会計及び各特別会計所属別に別冊とする。また行政財産については、その種類ごとに別冊とする。

7 1 冊に編てつすることが量的に難しい場合においては、分冊することができる。この場合においては、これを表紙に表示する（たとえば第 1 分冊、千代田区第 1 分冊等）。

8 口座には、第 5 項による配列に従つて第 6 項による別冊ごとに 1 冊を通じて索引番号をつける。新たに口座を設定した場合において、その口座の索引番号は、その配列が従前の口座の中間に位するときは、直前の口座の索引番号に枝番号をつけたものとし、直前の口座がないときは、0 とする。

9 台帳の各葉には、各冊ごとに 1 冊を通じてのページ数をつける。新たにそう入した各葉のページ数については、第 8 項の例による。

10 1 の口座に属する台帳の全葉又は各葉がまつ消された場合においては、これを除外して、別に編てつする。

11 台帳は、バインダー式帳簿（左とじ）とする。

12 総括の用紙は、淡赤色とし、各葉（索引及び総括を除く。）は国有財産区分種目表に定める区分の順に、次に掲げる色により、用紙の右下端から順次上方に表示する。

土 地 黒 色

立 木	竹 物	緑 茶 色
建 作	物	だいだい色
機 械 器	具	黄 色
船	舶	濃 青 色
航 空	機	淡 青 色
地 上	權 等	あ い 色
特 許	權 等	紫 色
政 府	出 資 等	赤 色
不動産の信託の受益権		黄 緑 色

第1号様式 (索引)

口座名	索引番号	ページ	備考	口座名	索引番号	ページ	備考

(日本産業規格B 4)

記載要領

- 1 ページ欄には、各口座の初葉のページ数を記入する。
- 2 台帳の各葉をそう入又は除外した場合は、備考欄にその年月日、ページ数及びそう入又は除外の旨を記入し、記載者が押印する。
- 3 口座の全葉を除外した場合は、その口座名、索引番号及びページ数を赤線でまつ消す。

第1号様式(土地)

口座名			所在	都道府県	都市区	町村	番地	索引番号				
区分	土地	地番	地番	数量	地番	数量	沿	測	境			
種目		番										
用途	別	明					量	界	付属図面			
細	革	用益物権等										
異動年月日	増減事由	増額		減額		現在額		登記	備考	文書日付	記載年月日	印
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	年月日		目的	記号番号	照合年月日
		円		円		円						

(日本産業規格B 4)

ページ

黒

記載要領

- 種目別1区域ごとに別葉とする。
- 用途欄には、口座名及び種目欄の表示によつて用途が明確にされない場合に適宜記入する(以下各葉の用途欄の記入について同じ。)
- 地番別明細欄には、1区域が2以上の地番にわたる場合に、地番ごとの数量を記入する。
- 沿革欄には、台帳登録に至るまでの沿革を記入する(以下各葉の沿革欄の記入について同じ。)。
- 測量欄には、測量を実施した場合に、その年月日、実施者、測量の方法及び結果等を記入する。
- 境界欄には、境界確定年月日、確定までの経緯等を記入する。
- 用益物権等欄には、地主権その他これに準ずる権利、借地権等が設定されている場合に、その権利の種類、権利者、権利の目的となる土地の数量等を記入する。森林経営用財産中分取造林、共用林野等についても同様とする。
- 付属図面欄には、台帳に付属する図面の番号及び名称(たとえば案内図、配置図、実測図等)を記入する(以下各葉の付属図面欄の記入について同じ。)。
- 異動年月日欄には、得喪変更その他の登録を要する事由の発生した年月日を記入する(以下各葉の異動年月日欄の記入について同じ。)。
- 土地の実測によって、数量の増減を台帳に記入する場合は、この増減の数量に対する価格をも計上する。
- 土地改良事業又は土地区画整理事業によって増減があった場合は換地告示の日によって整理する。この場合引き渡した地積の全部を減として換地をうけた地積の全部を増とする。
- 登記欄に、土地について登記した場合には、その目的(たとえば所有権移転、所有権保存等)及び登記嘱託書の受付年月日を記入する(以下各葉の登記欄又は登録欄の記入について同じ。)。
- 備考欄に、土地を処分又は所管換した場合、その相手方の氏名又は部局名及び売買代金等を記入する(以下各葉の備考欄の記入について同じ。)。
- 文書日付及び記号番号欄には、台帳の整理の基となる文書(財産の異動に関する決議書等をいう。)の日付及び記号番号を記入する(以下各葉の文書日付及び記号番号欄の記入について同じ。)。
- 記載年月日及び印欄には、記載の年月日を記入し、記載者が押印する(以下各葉の記載年月日及び印欄の記入について同じ。)。
- 照合年月日及び印欄には、記載した者以外の者が記載の内容について照合確認して、押印する(以下各葉の照合年月日及び印欄の記入について同じ。)。

第1号様式 (立木竹)

口座名		所在		都道府県		都市区		町村		番地		索引番号	
区分	立木竹	用		沿								番号	名稱
種目		途										付属図面	
					革								
異動年月日	増減事由	増額		減額		現在額		登記		備考	文書日付	記載年月日	印
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	年月日	目的		記号番号	照合年月日	印
			円		円		円						
(日本産業規格B4)												ページ	

記載要領

- 1 1種目に別表とする。
- 2 森林經營用財產中分地造林等については、用途欄にその旨を記入する。
- 3 立木竹の有する土地の全部又は一部が借地である場合には、借地欄にその所有者又は貸貸人及び数量を記入する（以下各表の借地欄の記入について同じ。）。
- 4 立木竹の実査によって数量の増減を記入する場合には、土地の記載要領第10項の例による。

第1号様式（建物）

口座名															
所 在			都道府県		郡市 区		町村		番地		索引番号				
区分 建物番号 種目 用途	構成 材料 屋根 の 種類 踏数	建築年月 沿革									所有者 又は貸 付属 番号名 稱				
													番号名 稱		
異動年月日		増減事由		増額		減額		現在額		登記		備考	文書日付	記載年月日	印
				数量	価格	数量	価格	数量	価格	年月日	目的		記号番号	照合年月日	印
				建	円	延		建	円						
				延				延							
				建		建		建							
				延		延		延							
				建		建		建							
				延		延		延							
				建		建		建							
				延		延		延							
				建		建		建							
				延		延		延							
				建		建		建							
				延		延		延							
				建		建		建							
				延		延		延							

(日本産業規格B-4)

ページ

記載要領

- 1 1つねごとに別表とする。
- 2 建物には、1口座を通じて番号をつけ、これを建物番号欄に記入する。
- 3 建物につき特に称呼のあるものは、その名称（たとえば本館、学生食堂等）を用途欄に記入する。
- 4 構造欄には、主な部分の構成材料（鉄筋骨材コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、土蔵造、木造等）、屋根の種類（かわらぶき、スレートぶき、亜鉛メツキ鋼板ぶき、草ぶき等）及び階数（平屋建、2階建等。なお地下室又は塔屋のあるものは、その旨）を記入する。
- 5 数量欄延面積は、地下室、塔屋その他を含む総延面積を記入する。
- 6 建物の収物（盤、建具、窓等。工作物を除く。）については、その価格を建物価格に合算する。

第1号様式(工作物)

		口座名		都道府県	都市区	町村	番地	索引番号			
所在											
区分	工作物	細分 構造 型式 用途 建物番号	沿革					借地	所有者又は貸 貸人		
種 目	等								数量		
				番号	名称	番号	名称				
異動年月日	増減事由	増額		減額		現在額		備考	文書日付	記載年月日	印
		数量	価格	数量	価格	数量	価格		記号番号	照合年月日	印
		円		円		円					
(日本産業規格B-4)											
ページ											

記載要領

- 構造又は細分の異なるごとに別業とする。ただし、必要により、1個等ごとに別業とすることを妨げない。
- 建物番号欄には、建物に付属する工作物について、その建物の建物番号を記入する。
- 細分欄には、国有財産区分種目表摘要欄に掲げる細分等を適宜記入する(以下各業の細分欄の記入について同じ。)。
- 構造、型式等欄には、構造、型式、規格、容量等を記入する。

だくさん

第1号様式(機械器具)

			口座名			所在			都道府県			郡市区町村			番地			索引番号		
区分	機械器具		細分			型式			沿革			規格			現	在	額			
	製造年月																			
種目			製造者			規格容量等			沿革			現	在	額						
			製造番号																	
異年月日		増減事由		増額			減額			現額			在額			備考		文書日付	記載年月日	印
				数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	記号番号	照合年月日	印		
(日本産業規格B4)																		ページ		
記載要領 1個ごとに別様とする。ただし、器具については、型式、規格、容量等の同一のものを一括して記載することを妨げない。																				

黄

ページ

第1号様式(船舶)

			所在地				番号										
			都道府県	郡市区町村			番号	引合番号									
区分 種目 名称 用途 船籍港 登録年月日 登録番号 信号符号	船体材料 長さ 幅 深さ 速力 主機の種類、型式及び定格出力 航行区域 最大とう載入数	製造者 船体 主機 沿 岸	名 称			個 数	名 称	個 数									
異動年月日			増額			減額			現在額			登記		備考	文書日付	記載年月日	印
			数量	価格		数量	価格		数量	価格		年月日	目的			記号番号	照合年月日
			隻	円		隻	円		隻	円							
			トン			トン			トン								
(日本産業規格 B 4)																ページ	

記載要領

- 1隻ごとに別表とする。
- 2 登録年月日欄、登録番号欄及び信号符号欄には、船舶原簿等に登録した年月日、番号及び信号符号を記入する。
- 3 航行区域欄には、平水、沿海、近海及び遠洋の別を記入する。
- 4 属具その他の従物については、その価格を船舶価格に合算する。

第1号様式(航空機)

口座名				都道府県	都市区	町村	番地	索引番号			
区分 種目 名称 細分 用途	航空機	国籍記号 登録記号 耐空記明 書番号	全長		沿 革	主要 設備 及び 附属 器具	名稱	固 形 状 態	名稱	個 数	
		全幅									
		製造年月	全高								
		製造者									
		製造番号									
		型式									
		機体									
		巡航速度									
		翼	乗員数								
			全備重量								
異動年月日		増減事由		増額	減額	現在額	登記	備考	文書日付	記載年月日	印
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	年月日	目的	記号番号	照合年月日
		枚	円	枚	円	枚	円				

(日本産業規格B4)

ページ

記載要領

- 1 様式ごとに別表とする。
- 2 機体欄には、機体の金属、半金属、木製等の別を記入する。
- 3 翼欄には、翼の高翼、中翼、低翼、単葉、複葉等の別を記入する。
- 4 犬貝その他の従物については、その価格を航空機価格に合算する。

第1号様式(地上権等)

			口座名		都道府県	市区町村	番地	索引番	引当				
区分	地上権等		沿	地額明細	所在	所在	数量	所在	数量				
種目	自存統定期間										土有地者の所		
					至							番号	名称
					至							付	
					至							属性	あい
	登録番号				革						画面		
異年月日	勤	増減事由	増額		減額		現在額		登記又は登録		備考		
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	年月日	目的			
				円		円		円					

(日本産業規格B 4)

ページ

記載要領

- 1 区域又は1鉛区ごとに別要とする。
- 2 登録番号欄には、範囲原簿に登録された範囲の登録番号を記入する。
- 3 目的欄には、権利設定の目的（たとえば、建物所有、工作物所有等）を記入する。
- 4 地額明細欄には、1区域又は1鉛区が2以上の地番にわたる場合に、地番又は大字等ごとの数量を記入する。

第1号様式(特許権等)

所 在										索引 番号	
				都道府県		郡市区		町村		番地	
区 分	特 許 権 等	名 称 等	存 続 期 間	自	沿 革					実 施 権 ・ 出 版 権 等	
種 目	登 録 番 号			至							
				至							
				至							
		至									
(日本産業規格 B-4)											

記載要領

- 1 1件ごとに別表とする。ただし、著作権については、種類、縮尺、規格が同一の地図及び海図又は定期刊行物等の一連の著作物で同一の題号を有するものを一括して記載することを妨げない。
- 2 登録番号欄には、特許原簿、著作権登録簿、商標原簿、実用新案原簿等に登録された登録番号を記入する。
- 3 名称等欄には、発明の名称、著作権の題号及び種別等を記入する。
- 4 実施権・出版権等欄には、その権利について、実施権、出版権等が設定されている場合に、その権利者の氏名、権利の内容等を記入する。

ページ

第1号様式(政府出資等)

				口座名											
				都道府県		都市区		町村		番地					
区分	政府出資等		内容			資	英年月日	異動事由	金額	英年月日	異動事由	金額	沿	赤	
種目			法	名称		本							革	黒	
				勘定名											
銘柄			人	住所		金									
				事業内容											
登録機関			設立年月日										文書日付 記載年月日 印		
登録番号															
(日本産業規格B-4)															
ページ															

記載要領

- 銘柄ごと(法律の規定により勘定が設けられている法人については、その勘定ごと)に別表とする。
- 内容欄には、1株又は1口の金額その他株式又は持分の内容を示すべき事項を詳細に記入する。
- 資本金欄には、特別の法令により国の出資する法人の資本金を、増資、減資等の異動のつど記入する。ただし、これにより難い場合は適宜記入する。全額出資の場合は記入を省略することができる。
- 額欄には、全額出資の場合を除き、株数及び口数を記入する。
- 出資累計額欄には、台帳に登録した価格の累計額を記入する。

第1号様式
(不動産の信託の受益権)

第1号様式(不動産の信託の受益権)

		口座名		都道府県	都市区	町村	番地	索引番号	付属圖面		黄線
区分	不動産の信託の受益権	受託者						区分	数量	価格	
種目	不動産の信託の受益権	信託期間	自至	沿革				信託財産	円		
			至								
			至								
信託の計算時期											
異年月日	増減事由	増額		減額		現在額		備考	文書日付	記載年月日	印
		数量	価格	数量	価格	数量	価格		記号番号	照合年月日	印
		件	円	件	円	件	円				

(日本産業規格B4)

ページ

記載要領

- 1 1件ごとに別表とする。
- 2 信託の目的欄には、信託の受託者が信託財産を管理又は処分する方法を記入する。
- 3 信託の計算時期欄には、信託の収益の計算の時期を記入する。
- 4 信託財産欄には、国が信託した土地及びその土地の定着物について記入する。

第2号様式 (表紙)

令 和 何 年 度

國 有 財 產 増 減 及 び 現 在 額 報 告 書

何 タ 省 庁

(日本産業規格B4)

第2号様式（索引）

会計	(分類)財産	(種類)財産	部局	ページ	会計	(分類)財産	(種類)財産	部局	ページ

(日本産業規格B4)

第2号様式（増減及び現在額表）

	艦 船	隻									
		トン									
	雜 船	隻									
	計	隻									
	航 空 機	機									
	地 上 権 等	平方メートル									
	特 許 権 等	件									
	政 府 出 資 等										
	不 動 産 の 信 託 の 受 益 権	件									
	合 計										

(日本産業規格B4)

ページ

調製要領

- 1 一般会計及び各特別会計所属別部局ごとに別葉とする。また行政財産については、その種類ごとに別葉とする。
- 2 区分、数量及び価格は、国有財産台帳の総括（総括を省略した場合には、これに代わるもの）によつて計上する。ただし、報告すべき年度間において増減のない部局がある場合の当該部局の増減及び現在額表には、報告すべき年度末現在の数量及び価格のみを計上することができる。この場合令和何年度間増減欄に斜線を引くものとする。

- 3 差引欄に差引減のある場合は、その数字の左上部に△をつける。
- 4 備考欄には第9項により添付する増減事由別調書のページ数等を記入する。
- 5 第1項により別葉とした増減及び現在額表について、第6項に定める合計表を作成する。この場合においては、合計欄に○をつける。
- 6 この報告書は、索引を初葉とし、以下次の順に増減及び現在額表を編てつして、上部をとじる。

所管統計

行政財産合計
公用財産計
公共用財産計
皇室用財産計
森林經營用財産計
普通財産合計

一般会計合計
行政財産計
公用財産計
何々部局
何々部局
公共用財産計
何々部局
皇室用財産計
何々部局
森林經營用財産計
何々部局

普通財産計

何々部局

何々部局

特別会計合計

行政財産計

公用財産計

普通財産計

何々特別会計合計

行政財産計

公用財産計

何々部局

何々部局

普通財産計

何々部局

何々部局

何々特別会計合計

行政財産計

公用財産計

何々部局

何々部局

普通財産計

何々部局
何々部局

- 7 1 冊を通じてのページ数をつける。
- 8 索引には、第6項に定める編てつの順序に記入する。
- 9 この報告書には、当該年度間における増減を別表第2に定める増減事由用語別に集計した調書にして添付するものとする。

第3号様式 (表紙)

令 和 何 年 度

国 有 財 産 見 込 現 在 額 報 告 書

何 ズ 省 府

(日本産業規格B4)

第3号様式（索引）

会計	(分類)財産	(種類)財産	ページ	会計	(分類)財産	(種類)財産	ページ

(日本産業規格B 4)

第3号様式（見込現在額表）

合	計																		
(日本産業規格B4)										ページ									

調製要領

- 1 この報告書の調製については、国有財産増減及び現在額報告書の例による。ただし、部局ごとに別葉とすることを要しない。
- 2 数量及び価格については、単位未満の端数は切捨てる。

第4号様式 (表紙)

令 和 何 年 度

国 有 財 産 無 償 貸 付 状 況 報 告 書

何 々 省 庁

(日本産業規格B 4)

第4号様式 (無償貸付状況表)

合 計											
(日本産業規格B4)											ページ

調製要領

- 1 一般会計及び各特別会計ごとに別葉とする。
- 2 用途別欄には、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、屎尿処理施設、と畜場、信号機等の小規模施設、生活困窮者の収容施設、災害の応急施設、地震防災の応急施設又は緊急事態の応急施設の別を記入する。
- 3 件数は、1契約をもつて1件とし、合計欄に計上する。
- 4 数量及び価格は、国有財産台帳により算出する。
- 5 一般会計及び各特別会計ごとに区分別の総計をつける。

分区各	分区	船舶	雜機械及び器具	金尺材料試験機、光学検査機等各種測定機器、起重機、走行起重機等荷役運搬機械、醫療用機器、その他のものを包括する。
	増	船舶	汽船	電動船、内火船等機関によつて推進するものを包括する。
	減	船舶	汽船	電動船、内火船等機関によつて推進するものを包括し、積量を排水トンで表示するもの。
別表第二 国有財産増減事由用語表	権の不動産 受信益 託産	等地上権	航空機	
	資等 政府出	等特許権	航空機	
その他の 権利	その他	飛行機	汽船	
	実用新案権	飛行機	汽船	
その他の 権利	地役権	飛行機	汽船	
	鉱業権	飛行機	汽船	
その他の 権利	地上権	飛行機	汽船	
	回転翼航空機	飛行機	汽船	
その他の 権利	滑空機その他	飛行機	汽船	
	機	飛行機	汽船	
その他の 権利	隻	隻	隻	
	トントン(排水トン数)	トントン(総トン数)	トントン(総トン数)	
その他の 権利	電動船、内火船等機関によつて推進するものを包括し、積量を排水トンで表示するもの。	電動船、内火船等機関によつて推進するものを包括する。	電動船、内火船等機関によつて推進するものを包括する。	
	ヘリコプタ、ジャイロプレーン及びジャイロダイൻ等を包括する。	ヘリコプタ、ジャイロプレーン及びジャイロダイൻ等を包括する。	ヘリコプタ、ジャイロプレーン及びジャイロダイൻ等を包括する。	
その他の 権利	飛行船等を包括する。	飛行船等を包括する。	飛行船等を包括する。	
	他の種目に属しない一切の船舶を包括する。	他の種目に属しない一切の船舶を包括する。	他の種目に属しない一切の船舶を包括する。	
摘要				

			竹木立		公共物より編入	公共物へ編入	
		(何々法)による権利変換	(何々法)による権利変換	実測	実測	実測	令第二十二条の二に規定する国有財産（以下「公共物」という。）を公共物以外の国有財産とし、又は公共物以外の国有財産を公共物とする場合において、当該財産の増減を行うため台帳に登載するとき。以下同じ。
		(何々法)による権利変換	(何々法)による権利変換	(何々法)による権利変換	(何々法)による権利変換	(何々法)による権利変換	測量の結果数量に増減があつたとき。以下同じ。
							都市再開発法等の規定により国有財産の権利が変換したとき。
土地区画整理による換地	従物改設	(何々)より種目変更	(何々)へ種目変更				
		交換	交換	信託終了	信託終了	信託取消	
		新植	新植	収用補償過払	収用補償過払	交換	
		移植	移植	伐採	喪失	交換	
		実査	実査	収用補償追払	収用補償過払	信託	
		移植	移植	伐採	喪失	信託	
		(何々法)による引渡	(何々法)による引渡				
		実査の結果材積に増減があつたとき。					
		造林契約解除の取消	造林契約解除	公有林野等官行造林地の契約解除の取消をしたとき又は契約を解除したとき。			
		分収育林契約解除	分収育林契約解約	国有林野の立木につき契約された分収育林契約を解除したとき又は分収育林契約を締結したとき。			
		分収育林契約締結	分収育林契約締結	国有林野において、立木を補植手入したとき。			
		補植手入	補植手入				
		(何々)より種目変更	(何々)へ種目変更				
		交換	交換				
		信託取消	信託				
		信託終了					
		交換					
		新築					
		建築					
		改築					
		移築					
		修繕					
		模様替					
		復旧					
		原形を維持して、その位置を変更したとき。 以下同じ。	建物等の主要構造を変更することなく、改良したとき。 以下同じ。	天災、火災等により使用に堪えなくなつたので台帳から削除した鉄骨鉄筋コンクリート造等の建物その他を復旧したとき。 以下同じ。			
		従物改設	従物改設	従物取扱い	従物取扱い	従物取扱い	土地区画整理法に規定する換地処分によつて取得したとき。 以下同じ。

		具 器 械 機															物 作 工												
		改設	改設	移設	増設	新設	移転	復旧	模様替	修繕	(何々)より種目変更	(何々)より種目変更	実測	改設	改設	移設	新設	移転	復旧	模様替	修繕	信託終了	交換	信託取消	信託	交換	実測	現物賠償	公共物より編入
物品へ編入	(何法)により交換																												
	根拠となる法律の題名を冠記する。																												

債務不履行等に基づく相手方の原状回復義務等の履行によつて取得したとき。以下同じ。

別表第三

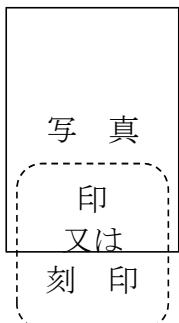
身分証明書の様式とし、用紙は厚質白紙とし、寸法は日本産業規格B8とする。

面

表

第 号

国有財産法第10条第4項の規定による身分証明書



所属部局

官職

氏名

生年月日

交付年月日

有効期間

財務大臣
又は財務（支）局長

印

裏 面

**国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）抄
(管理及び処分の総括)**

第十条（第一項から第三項まで略）

4 財務大臣は、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は貸付けを受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確かめるため、自ら、又は各省各庁の長に委任して、当該財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は当該職員に実地監査をさせることができる。

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）抄

第六条の十一（国有財産の実地監査）

法第十条第四項の規定により当該職員が実地監査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

前項の証明書の様式は、財務大臣が定める。

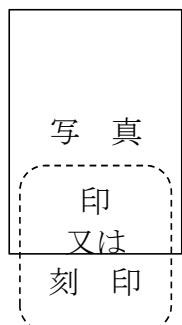
別表第四

身分証明書の様式とし、寸法は日本産業規格B8とする。

表 面

第 号

国有財産法第28条の5の規定による身分証明書



所属部局

官職

氏名

生年月日

交付年月日

有効期間

各省各庁の長
又は部局等の長

印

裏 面

**国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）抄
(信託に係る実地監査等)**

第二十八条の五 各省各庁の長は、第二十八条の二第一項の規定により土地を信託した場合には、当該土地に係る信託事務の処理を適正に行うため、政令で定めるところにより、その信託の受託者に対し、信託事務の処理状況に関する資料若しくは報告を求め、又は必要があると認めるときは、当該職員に実地監査をさせ、信託事務の処理について必要な指示をすることができる。

**国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）抄
(信託に係る実地監査等)**

第十六条の六 略

2 法第二十八条の五の規定により当該職員が実地監査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。
3 前項の証明書の様式は、財務大臣が定める。

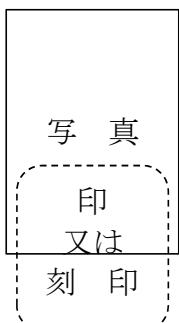
別表第五

身分証明書の様式とし、用紙は厚質白紙とし、寸法は日本産業規格B8とする。

表 面

第 号

身 分 証 明 書



所属部局
官職
氏名
生年月日

上記の者は、国有財産法第31条の2第1項の規定により国有財産の調査又は測量を行うため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間

各省各庁の長
又は部局等の長



裏 面

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）抄

第三十一条の二（他人の土地への立入り）

各省各府の長は、その所管に属する国有財産の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その所属の職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

各省各府の長は、前項の規定によりその職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめその占有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

5 略

2 3 4

別表第六

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写 真		
氏 名			
生年月日 年 月 日生			
年 月 日交付			
年 月 日限り有効			
都道府県知事（市町村長・区長）	印		

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。